

寝屋川市 生活つなぎ資金貸付制度

生活つなぎ資金とは

緊急やむを得ない事由で一時的に最低限度の生活維持が困難であり、他からの資金調達が困難な世帯へ貸付を行う制度です。

借受人資格

下記①～⑤の全てを満たす必要があります

- ① 世帯全員が寝屋川市在住である
 - ② 世帯構成員が他の資金の貸付を受けていない
 - ③ 世帯構成員が他の人の連帯保証人になっていない
 - ④ 世帯の総収入が、生活保護基準により算定した最低生活費の2倍以下である
- ※（例）単身世帯の最低生活費：約11万円
- ⑤ 連帯保証人がいる（詳細は裏面に記載）

■ 必要書類

- ・ 緊急やむを得ない事由（疫病、出産、一時的な失業等）であることを証明するもの
- ・ 世帯構成員全員の直近3か月の収入がわかるもの（給与明細書、通帳等）
- ・ 自営業の場合、確定申告書写しまたは課税証明書等
- ・ 一時的な失業に該当する場合、次の就労先の雇用証明書や雇用契約書等



連帯保証人・貸付限度額等は裏面

連帯保証人資格

下記①～⑤の
全てを満たす必要があります

- ① 本市内に居住している、または大阪府内に6か月以上居住している
- ② 現在、つなぎ資金の貸付を受けていない
- ③ 現在、他の人のつなぎ資金の連帯保証人になっていない
- ④ 借受人と生計を一にしておらず、かつ独立して生活を営んでいる
- ⑤ 借受人と連帯して債務を負担できる資産、または確実な収入がある

■ 必要書類

- ・ 世帯構成員全員の直近3か月の収入がわかるもの（給与明細書、通帳等）
- ・ 自営業の場合、確定申告書写しまたは課税証明書等
- ・ 本市居住者でない場合、住民票の写し

貸付限度額と審査期間

■ 貸付限度額：20万円（市長が認める場合のみ30万円）

■ 審査決定までに要する期間：2週間程度

※ 提出書類の不備等により、さらに期間を要する場合がございます

詳細等については、以下までお問い合わせください

お問い合わせ

TEL 072-838-0347（直通） FAX 072-826-1860

E-mail hogo@city.neyagawa.osaka.jp

寝屋川市 福祉部 保護課
生活つなぎ資金貸付制度 担当